

小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び  
小田原市による防災に関する包括連携協定

令和3年(2021年)8月30日

小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市は、地域での平常時の災害への備えから、災害発生時における連携を推進するため、包括的な連携協力協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市が密接な連携のもと、皆が地域の一員として、平常時の災害への備えから、災害発生時において相互に協力することにより、本市の災害対応を地域のつながりで強化することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市は、前項の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 災害発生後の避難の支援や物資の供給その他災害支援について、単位自治会と単位自治会内の事業者との連携協力推進に関すること。
- (2) 防災意識の啓発および防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災に関する人材の育成・活躍に関すること。
- (4) 自治会への加入又はその啓発に関すること。
- (5) 地域の防災力向上に関する情報交換や防災訓練の参加に関すること。
- (6) 小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市における連絡会の開催
- (7) その他本包括協定の目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

(協議)

第3条 この協定に基づく具体的事業の実施及びこの協定書に定めのない事項については、3者による協議により、その都度定めるものとする。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市のいずれからも更新しない旨の申し立てが無い限り、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

小田原市自治会総連合



小田原箱根商工会議所



小田原市長

